

田辺市屋外灯照明LED化事業 仕様書

令和6年5月

田辺市

1 事業名

田辺市屋外灯照明LED化事業（以下「本事業」という。）

2 事業内容

- ア LED照明器具及び設置に必要な付属品一式（以下「機器」という。）の賃貸借
- イ 現地調査及び電力契約の調査・照合・申込み
- ウ 台帳データ作成、データベースの構築・更新、更新データの納品
- エ 機器の設置等工事に係る計画、施工、施工監理
- オ 既設照明器具（既設LED灯を除く）設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- カ 賃貸借期間中の機器の維持管理・保証
- キ その他、本事業の実施に伴い必要となる事項

3 賃貸借契約

(1) 契約方法

屋外灯の器具取替工事及び不具合対応を含めた包括的賃貸借契約

(2) 機器等の納入期限

契約の日から令和7年2月28日まで

なお、個々の機器等の設置が完了した時点から供用を開始することとし、賃貸借開始日までに障害が発生した場合には、事業者の責において補修等を行うものとする。

(3) 機器等の賃貸借期間

令和7年3月1日から令和16年2月28日まで（120ヶ月）

(4) 支払方法

賃貸借料の支払いは月額後払いとし、本市は事業者から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うこととする。

4 履行場所

田辺市内全域

5 賃貸借期間終了後の対応

本業務において調達した機器等は、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

6 公租公課

本件に係る固定資産税の申告は不要とする。

7 事業対象灯数

「別紙1 屋外灯照明LED化事業 対象一覧」参照

※令和6年4月現在の数値であり、賃貸借灯数は現地調査等の結果による。

現地調査等により総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

※調達する機器等については現在設置されている器具と同等以上の性能を有する機器等とし、「別紙2 機器仕様書」に定める仕様を満たすものとする。

8 事業内容

事業者は、実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、賃貸借方式によるLED照明器具取替工事及び付帯サービス（維持管理サービス等）について、本市と合意した内容で賃貸借契約を締結し、機器等を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の業務を行うこと。

(1) 現地調査

- ア 既設LED灯を含む全ての既設屋外灯について、所在地、引込柱、器具種類、具体的な設備内容など施工や維持管理上必要となる各種情報を調査すること。
- イ 現地調査及び機器等の設置にあたり、既設柱の状態についても調査すること。
損傷等を確認した場合は、本市と協議を行い、対応を決定するものとする。
- ウ 調査時においては、器具の遠景・近景・近接写真を撮影し、導入する管理台帳内に格納すること。

(2) 電力契約の調査・照合・申込み

- ア 電力会社と緊密な連携のもと、既設屋外灯に係る電力契約の調査・照合を行い、現地調査結果と突合すること。
- イ 電力契約と既設LED灯を含む全ての既設屋外灯の数量を把握し、相違を整合すること。（屋外灯設備があつて電力契約の無いもの、電力契約があつて設備が無いものを選別し、それらについて電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。既設LED灯においては、消費電力と電力契約容量の相違を整合する。）
- ウ LED化に伴う契約変更の申込み及び前項で把握した契約相違に係わる新設又は減設申込みを行うこと。
- エ 電力会社への手続きは全て代行し、設置後、速やかに申請すること。

(3) データベースの構築・更新（道路灯のみ）

- ア 本市が持つ地図情報システムへ取り込むデータベースを構築し、連携可能なShape形式で納品すること。なお、地図情報システムへのデータ処理については本市が行う。
- イ 前項のシステムで管理する必要事項は以下のとおりとする。なお、事業者の提案等により、管理項目の追加等をする場合があるため、詳細については、本市と協議の上、決定する。
 - (ア) 位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号 等）
 - (イ) 設備概要（器具仕様、灯柱計上、施工者名 等）
 - (ウ) 電力契約情報（地域番号、契約名義、お客様番号、請求番号、契約種別、引込状況 等）
 - (エ) 修繕及び移設等記録（修繕内容、移設情報 等）
 - (オ) その他（設備写真 等）
- ウ 賃貸借開始後、本市からの異動連絡（新設・修繕・撤去・移設）を受け付け、これに基づきシステムデータを定期的に更新し、最新データを年1回本市に納品すること。
- エ 既設LED灯と賃貸借期間中の本市による新設並びに移管等により取得した道路灯もシステムデータでの維持管理に含めること。なお、移管本数は賃貸借期間中で100本を想定している。

(4) 管理台帳の作成（道路灯以外）

- ア 本事業による賃貸借物件であることが分かるよう管理台帳を作成し、Excel形式で納品すること。
- イ 前項の台帳で管理する必要事項は仕様書8(3)イのとおりとする。なお、事業者の提案等により、管理項目の追加等をする場合があるため、詳細については、本市と協議の上、決定する。

- ウ 賃貸借開始後、本市からの異動連絡（修繕・撤去・移設）を受け付け、これに基づき台帳を定期的に更新し、最新データを年1回本市に納品すること。
- (5) 器具等の設置
- ア 関係法令を遵守し、LED化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工監理を行うこと。
- イ 関係法令を遵守し、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工監理を行うこと。
- ウ 関係法令を遵守し、作業者の安全に十分配慮した施工・施工監理を行うこと。
- エ 現地調査により作成された施工計画に基づき、施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画、現場責任者選任、現場責任者経歴書、現場責任者資格写し等）を速やかに作成し、本市と調整を図ること。
- オ 既設器具を取り外し、未使用品の器具を設置すること。ただし、デザイン灯に関してはランプのみ交換を可とする。
- カ LED照明器具は本仕様書及び機器仕様書記載の内容を満たすものとする。（自動点滅器や設置に必要な付属品についても本業務に含めること。）
- キ 機器等の設置工事時間、交通規制等の安全対策については、関係機関との協議により実施すること。
- ク 機器等の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものについての確認を施工前に行い、本市に報告するとともに、対応について協議すること。
- ケ 既設の屋外灯において遮光板を設けている器具については、最も効果的な遮光及び照明範囲となるよう現地調査の上、遮光板の設置を検討すること。また、遮光板が設けていない器具についても、引渡し後一年間は光害対策として遮光板又は角度調整等の要望があった場合は適宜対応すること。
- (6) 管理プレートの設置
- ア 現地調査結果のデータを基に、管理番号等を表記した管理プレートを歩行者等から視認しやすい箇所に設置することとし、道路並びに公園については、既設LED灯にも設置すること。なお、表記内容は本市と協議の上、決定することとし、既設灯については既設の管理シールをはがした上で設置すること。
- イ 管理プレートは、1設備、1灯柱毎に設置すること。
- ウ 管理プレートの材質は、紫外線等による耐候性能について、JIS A 1415（2013年）での試験をクリアしていること、又は同等の性能を有するものとし、錆の発生が無いこと。
- エ 管理プレートの刻字は、劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- (7) 既設屋外灯（既設LED灯を除く）設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ア 関係法令を遵守し、撤去工事の施工・施工監理を行うこと。
- イ 撤去した設備（器具本体、付属物等）については、環境保護の観点から可能な限り再利用するものとし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告すること。
- ウ 撤去した既存照明器具、自動点滅器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し事業者で処分するものとし、廃棄物マニフェストの写しを提出すること。PCBを含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、本市と協議するものとする。
- (8) 機器の維持管理・保証
- ア 事業者は賃貸借期間中、設置した機器等が正常な状態で使用できるよう不具合対応を実施すること。なお、道路並びに公園の既設LED灯及び道路の賃貸借期間中の本市による新設並び

に移管等により取得した照明灯も維持管理対象に含めること。

イ 既設柱は本事業における修繕の対象外とする。

ウ 事業者は、不点灯など不具合発生時の維持管理体制を確立すること。なお、補修等について適正かつ迅速な対応が必要となることから、市内の電気工事業者の選定を重視すること。

エ 事業者は、本市又は市民からの連絡受付のため維持管理体制並びに本事業専用電話回線を備えた対応をするとともに、本市又は市民からの依頼に基づき機器の修繕ないし器具交換等を行うものとする。

なお、当該作業のための現地確認は依頼を受けた日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く。）に実施するものとする。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した自立柱が道をふさいでいる時など）は、速やかに対応作業の協力をするものとする。その際に生じる費用は、その損害の原因により、事業者又は本市が負担することとする。

オ 不具合対応を実施する際は、事前に本市へ連絡した上で実施することとし、市民から連絡を受け付けた際や不具合対応を実施した際には、不具合対応報告書を提出すること。

カ 事業者は賃貸借物件に対して賃貸借期間中、動産総合保険（新価特約付き）に加入するものとする。また、事業者は本契約締結後、保険加入していることを証明する書類を速やかに本市へ提出すること。

キ 費用負担

(ア) 事業者が負担する場合

- 機器の製品としての不具合による故障
- 火災、落雷、取扱い不注意による破損、盗難、雪害、風害、いたずら、破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災、車両の接触・衝突等によって生じた損害

(イ) 本市が負担する場合

- 清掃、近隣樹木の伐採、除雪など、本市の依頼による作業員の責による損害
- 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
- 戦争、暴動、変乱による損害
- その他、上記(ア)以外で、事業者の責に因らない損害

ク その他の留意事項

(ア) 受注者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、本市の機密事項について守秘義務を負うこと。

(イ) 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏えいを確実に防止すること。

(ウ) 第三者へ資料の提供を行う場合は、本市の承認を得ること。

(エ) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、もしくは規定していない要件が発生した場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。

9 責任分担

(1) 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担は、「別紙3 予想されるリスクと責任分担」（以下「リスク分担保表」という。）によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものと

する。なお、リスク分担表に該当しない事項が発生した場合には、本市と協議の上、対応を決定することとする。